

教育委員会定例会

1 開 会

2 報 告

報告第 3 号 教育委員会 2 月定例会の会議録について

3 議 案

議案第 8 号 義務教育学校の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第 9 号 日立市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 10 号 令和 4 年度「日立の学校教育」の策定について

議案第 11 号 令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について

4 その他

- (1) 令和 4 年第 1 回市議会定例会について
- (2) (仮称) 会瀬スポーツ広場の実施設計の概要について
- (3) 令和 4 年春のスポーツイベントについて

5 次回の教育委員会の日程について

令和 4 年 4 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分から

日立市役所 304・305 号会議室

6 閉 会

教育委員会 2 月定例会の会議録について

教育委員会 2 月定例会の会議録について、別紙のとおり報告するものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

教育委員会会議録（2月定例会）

日 時

令和4年2月22日（火）
午後2時30分から午後3時18分まで

場 所

日立市役所 304・305号会議室

出席委員

教育長	折笠 修平
教育長職務代理者	中村 雅利
委 員	上村 由美
委 員	朝日 華子
委 員	小野 智久

委員以外の出席者

教育部長	窪田 康德
総務課長	松本 賢吾
学校施設課長	佐藤 行男
学務課長	藤田 剛
学務課課長	酒地 康彦
学校再編課長	信太 誠
生涯学習課長	作山 直弘
スポーツ振興課長	木下 俊雄
指導課長	森山 秀一
指導課課長	佐川 正城
記念図書館長(兼)視聴覚センター所長	赤津 光司
郷土博物館長	宮内 雅弘
北部学校給食共同調理場長	石川 渉
教育研究所長	皆川 渉
子ども施設課長	中井川裕司
総務課副参事(兼)庶務係長	西 勇人
総務課課長補佐(兼)計画財務係長	鎌田 理恵
総務課主幹	吉野 成実
総務課主事	佐藤 友香

議 事

報 告

報告第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

議 案

議案第 1 号 令和 4 年度教育委員会予算の提案について

議案第 2 号 令和 3 年度教育委員会 3 月補正予算の提案について

議案第 3 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

議案第 4 号 日立市郷土博物館協議会委員の任命について

その他

- (1) 令和 4 年度小規模特認校（中里小中学校）への就学予定について
- (2) 市民運動公園総合体育館大型映像装置設置に伴い使用料の額を定めることについて
- (3) 明秀学園日立高等学校の選抜高等学校野球大会出場について

会議の概要

1 開 会

教 育 長 ただ今から、教育委員会 2 月定例会を開会します。

 本日は、傍聴希望者が 1 名おります。
 傍聴を認めてよろしいでしょうか。

 全 委 員 結構です。

2 報 告

報 告 第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

 教 育 長 まず、報告第 2 号について、御意見等はございませんか。

 全 委 員 特にありません。

 教 育 長 それでは、本件については、承認されました。

3 議 案

議 案 第 1 号 令和 4 年度教育委員会予算の提案について

 教 育 長 続いて、議事に移ります。
 議案第 1 号について、総務課長から説明をお願いします。

 総 務 課 長 令和 4 年度の教育委員会予算について、提案するものです。
 歳出予算の合計額は、7 3 億 8, 6 0 6 万 4 千円です。令和 3 年
 度予算の合計額は、7 2 億 3, 7 6 9 万 6 千円でしたので、令和 4
 年度は、前年度比、1 億 4, 8 3 6 万 8 千円の増額となります。

 主な増要因ですが、スポーツ拠点整備事業では、新たなスポーツ
 拠点として、(仮称)会瀬スポーツ広場を整備することに伴う、
 8 億 1, 0 4 4 万 7 千円の増、運動公園施設整備事業では、市民運
 動公園の野球場改築に向けた設計業務や陸上競技場第 3 種公認更
 新のための整備に伴う、2 億 5, 7 9 4 万円の増など、合計で
 1 2 億 6 0 6 万 5 千円です。

 主な減要因は、中里中学校校舎改築事業で、5 億 2, 0 2 2 万
 3 千円の減、十王中学校屋内運動場改築事業で、3 億 7, 0 6 4 万
 7 千円の減で、施設整備が進んだことによる予算減など、合計で
 1 1 億 9 8 3 万 5 千円です。

 次に、予算の概要です。新規、拡充事業などを中心に、主な事業

を説明します。

始めに、学校教育です。

教育振興基本計画改訂事業、110万5千円です。現計画が令和5年度までとなりますことから、令和4年度、5年度の2か年で、令和6年度からの次期計画改訂作業を進めます。令和4年度は、現計画の評価及び次期計画の指標を検討するため、学校教育、生涯学習に関するアンケート調査に要する経費を計上したものです。

少人数指導教員配置事業、2,321万円です。少人数指導教員の配置は、小学校の特別支援学級在籍の児童が普通学級に加わることで35人を超える学級を対象としていますが、全ての学級に配置できていない現状を踏まえ、理科学習支援講師と統合し、合計13人を配置することで、より弾力的できめ細かな対応を図ります。

NIE推進事業、299万円です。新聞記事を活用した授業を推進し、児童生徒の読解力、情報活用能力を高めるため、各校での複数の新聞購入を継続するほか、実践事例を共有するなど、引き続き取組を推進してまいります。

デジタル教科書導入検証事業、118万8千円です。子どもたちのデジタル教科書の導入を視野に、まずは教員の指導者用デジタル教科書を全小・中学校に導入し、課題の検証を進めます。

教育相談事業、5,067万6千円です。不登校となる児童生徒が年々増加傾向にあることから、適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」の相談員を1人増員して6人体制とし、支援体制の充実を図ります。

小学校外国語教育強化事業、117万円です。小学校の英語教育の指導力向上を図るため、ハワイ・パシフィック大学での教員向け研修プログラムに若手教員2人を派遣し、英語指導の中核となる教員を養成するものです。今年度はコロナ禍により中止となりましたが、来年度は実施を予定したいと考えております。

情報教育環境整備事業、4億3,602万円です。児童生徒1人1台のタブレットを始めとするOA機器賃借料などの経費となります。今年度から段階的に整備を進めている電子黒板も含まれており、ICTを活用した教育の更なる充実を図ります。

施設整備事業、700万円です。校舎の老朽化が進んでいる特別支援学校の施設整備の方向性を位置付けるための基本計画を策定してまいります。

施設整備事業、4億2,688万5千円です。中里中校舎、十王中屋内運動場の外構工事のほか、学校再編に伴って、建て替えの対象となる楡形小及び久慈中校舎の耐力度調査や、屋内運動場のトイレ改修などを行うものです。

学校再編推進事業、84万円です。学校再編計画第1期に位置付けた再編対象校への説明会や統合準備委員会の開催など、新たな学校づくりに向けた協議を進めてまいります。また、統合により閉校

となる学校の跡地活用についても、併せて検討を進めてまいります。

奨学金制度拡充事業、1,816万9千円です。奨学金利用者が大学等卒業後、市内に定住した場合に、奨学金返還額の50%相当額を助成する事業です。今年度から、対象者を、市の奨学金に加え、国の日本学生支援機構と県の奨学金の利用者にも拡充しました。今年度の申請者は着実に増えており、来年度は更なる申請者の増加を見込んでおります。引き続き奨学金の利用促進や定住促進に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業は、今年度同様に、学校における冷水ペットボトル等の配布のほか、学校職員等へのインフルエンザ予防接種費用の助成など、感染症対策に取り組むものです。

次に、生涯学習です。

児童クラブ運営経費、3億5,206万1千円です。公設児童クラブについては、令和4年度から、民間事業者のノウハウをいかしたサービス拡充を目的に、放課後子ども教室と併せて、民間事業者に委託する予定です。また、開設回数の拡充など、更なるサービス向上を図ります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業、48万円は、引き続き、児童クラブ職員のインフルエンザ予防接種費用を助成するものです。

放課後子ども教室推進事業、4,683万7千円です。令和4年度は、新たに6校で新規開設に取り組むものです。令和5年度には、全小学校での開設を目指してまいります。

ラジオ体操普及事業、894万4千円です。来年度も日立市長杯ラジオ体操コンクールを開催するなど、ラジオ体操の更なる普及促進に向けて取り組むものです。

電子書籍貸出サービス事業、402万6千円です。コロナ禍における新しい「非来館型」の図書館サービスとして開始した、インターネットで貸出し・返却ができる電子書籍サービスの充実のため、新規分750冊を見込んでおり、更なる利用促進を図ってまいります。

文化財保存活用地域計画推進事業、191万円です。本年度策定した同計画を推進するため、文化財のモデルコースマップの作成や、市民等による文化財保存活用事業に対する助成などを行うものです。

なお、展示・普及教育事業、298万6千円は、郷土博物館の特別展示開催やWi-Fi環境整備に取り組むもので、日立風流物展示施設等整備事業、283万3千円は、文化財保存活用地域計画の個別計画である「日立風流物保存活用計画」に基づき、展示・収蔵施設等の整備に向け、基本計画の策定を進めるものです。

続いて、スポーツです。

社会体育促進事業、3, 108万3千円です。プレゴールデンエイジ育成モデル事業委託は、5歳から8歳くらいまでの、いわゆるプレゴールデンエイジと呼ばれる子どもたちを対象に、「走る、跳ぶ、投げる」といった基本動作ができる「運動遊びプログラム」を、スポーツ団体の協力を得ながら、モデル事業として実施するものです。スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査については、現教育振興基本計画の中のスポーツ推進計画の令和5年度改訂に向けて、アンケート調査に要する経費を計上したものです。

運動公園施設整備事業、2億9, 866万3千円です。市民運動公園の野球場改築に向けた実施設計を進めるとともに、陸上競技場の第3種公認の更新に向け、トラック舗装など必要な整備を行うものです。

スポーツ広場等施設整備事業、2, 620万6千円です。十王スポーツ広場の屋外トイレ改修のほか、諏訪、折笠のスポーツ広場トイレ改修の実施設計を進めるものです。

スポーツ拠点整備事業、8億2, 614万7千円です。(仮称)会瀬スポーツ広場の整備に要する経費を計上したものです。

参考として、市全体の令和4年度歳出予算案についてですが、予算総額728億9, 000万円のうち、教育費の占める割合は10.8%であり、3款民生費、2款総務費に続き、3番目に高い割合となっております。なお、教育費予算額につきましては、保健福祉部や生活環境部の事業など教育委員会所管外も含まれていることを申し添えます。

委員 予算の編成、本当に御苦労様でした。前年度並みあるいはそれ以上のものを確保していただいているということで、大変ありがたいと思っております。

質問なのですが、学務課の少人数指導教員配置事業について、来年度13人配置で、理科学習支援講師配置事業と統合とありますが、その理由の説明をお願いしたいです。小学校の教科担任制を目指していただきたいので、そうなると理科学習支援講師配置事業を残しておいた方が、教科担任制を推進しているという発信になるので、個人的には良いと思うのですが、いかがでしょうか。

学務課長 理科支援員がたくさんいるようなならば、専科教員をやってもらうことなどができてありがたいのですが、現在いる理科支援員の中で、実際に理科の免許を持っている先生は1人、2人です。県の方でも、専科教員を付けるようにということで、実際には再任用の先生の専科教員を頼り、小規模な小学校2校の5・6学年を持ってもらっている理科教員を専科教員として扱っている部分もあります。日立市においては、理科室のおじさんの力が大きく、実験の準備等

もやったださっています。ただ、36人以上になる学級が小学校低学年で多く、昨年度は少人数学級指導員が4人で、全ての学級に配置することができないのです。今は、どちらかというと教員が足りなくて、学級が36人を超えても、県の方でTT教員の加配はないので、学校のニーズが強くなっています。さらに、普通学級に特別支援学級の子を入れると、40人になってしまう学級もあります。そういう規模の学級が多いので、日立には理科室のおじさんがいることを踏まえて、両方を運用できるように、少人数指導教員配置事業に理科学習支援講師配置事業を統合するという形を取った次第です。

委員 よく理解ができました。少人数指導教員であれば、弾力的に対応できるけれども、理科の免許を持っている教員が少なく、再任用職員を何とか確保している状況ということで、なかなか難しいところですね。小学校の免許を持っていれば、理科も教えられますし、理科室のおじさんがいるので、日立の場合もうまく機能して良いのですが、教科担任制を進めていく姿勢がなんとなく薄れてしまうのではないかということをご心配しています。やはり、教科担任制をやっていくということをどこかで訴えていかなければいけないし、事業として引っ込めてしまうわけにはいかないのではないかと思います。テレビで、守谷市の理科講師のニュースが流れていまして、ほかの市でそういうふうに教科担任制を進めているとなると、日立市はどうなっているのだろうかという話になってしまうと思います。「教育は日立市で」と言っているからには、そういうところを見せていかなければいけないということで、理科学習支援講師配置事業を引っ込めてしまうのはどうかと思っていましたが、弾力性を重視したということであれば、それは仕方ないと思います。ただ、来年度の予算としては仕方がないのですが、再来年度は、教科担任制をしっかりやっていくということをどこかで打ち出していかなければいけないと思っていますので、よろしく願いいたします。いろいろな事情があると思いますが、是非、そういうところも心掛けていただきたいという要望として、お願いしたいと思います。

教育長 それでは、議案第1号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第1号については、原案可決と決しました。

議案第2号 令和3年度教育委員会3月補正予算の提案について

教 育 長 次に、議案第2号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 令和3年度教育委員会3月補正予算について、提案するものです。

歳入につきましては、1億256万3千円増額し、補正後の額を19億9,695万7千円とするものです。

歳出につきましては、1,517万2千円減額し、補正後の額を72億865万7千円とするものです。

補正予算の内訳です。歳入歳出予算の主な項目を説明いたします。

まず、民生費です。児童福祉総務費、児童クラブ運営経費、1,573万円は、国の新型コロナ経済対策となる補正予算を活用し、放課後児童クラブで働く職員の賃金改善のため所要の経費を増額するものです。国の対策に基づき、令和4年2月から9月分の賃金改善分を計上いたします。

続いて、教育費です。今回、減額する事業につきましては、契約差金の整理など事業の完了に伴う、予算の整理となります。それ以外の内容につきましては、教育振興経費です。寄附金を、未来をひらく子ども教育基金に積み立てるため、20万円を増額するものです。御寄附いただいたのは、市内の事業所、株式会社 関プレス様で、子どもたちの教育振興に役立ててほしいとのことで、受け入れたものです。

小学校教育振興費の就学援助事業費です。就学援助準要保護でございますが、認定人数が当初より多く見込まれますことから、扶助費を増額するものです。また、同様の理由から、中学校の就学援助事業費につきましても、扶助費を増額計上しております。

次に、中学校管理費、施設整備事業費は、6,645万6千円の増額です。補正内容は、校用備品等の契約差金整理で100万7千円を減額する一方、国の補助金の追加採択を受け、学校のトイレ改修工事を前倒しで進めるため、滑川中学校と多賀中学校のトイレ改修経費として、新たに6,746万3千円を計上いたしました。

スポーツ広場等施設運営経費、148万4千円は、燃料費の高騰から光熱水費が当初より多く見込まれるため管理委託料の増額等を行うものです。

続いて、継続費補正、変更です。中里中学校校舎改築事業と十王中学校屋内運動場改築事業は、契約差金等の整理により歳出を減額補正したことに伴う、継続費の補正で、それぞれ総額を減額しております。

繰越明許費補正、追加です。放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業は、国の補正予算を活用し、児童クラブ支援員等の賃金改善

を図るものですが、本年4月以降の賃金改善分について、令和4年度に繰越しするものです。

中学校施設整備事業は、国の補助採択を受け、前倒しで中学校のトイレ改修を進めるもので、年度内の完了が見込めないことから、全額を令和4年度に繰り越すものです。

十王中学校屋内運動場改築事業は、本体工事の工期延長に伴い、本体工事完了後に着工する外構工事について、年度内に完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものです。

運動公園施設整備事業は、野球場改築基本設計業務委託に当たり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係団体との調整に時間を要したことなどから、年度内に完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものです。

地方債補正、変更につきましては、それぞれの歳出予算の増減に合わせまして、財源の確保又は整理を行うものです。

教 育 長 それでは、議案第2号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第2号については、原案可決と決しました。

議 案 第 3 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

教 育 長 続いて、議案第3号について、学務課長から説明をお願いします。

学 務 課 長 日立市立学校設置条例の一部を改正することについてです。
日立市立中小路幼稚園、日立市立滑川幼稚園、日立市立金沢幼稚園及び日立市立豊浦幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改めるものです。幼児施設の適正配置計画に基づき、3月末をもって4つの幼稚園を廃止するため、条例の別表から削除するものであります。

教 育 長 それでは、議案第3号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号については、原案可決と決しました。

議案第4号 日立市郷土博物館協議会委員の任命について

教 育 長 続いて、議案第4号について、郷土博物館長から説明をお願いします。

郷土博物館長 日立市郷土博物館協議会委員に欠員が生じたので、新たに後任の委員を任命するものであります。

日立市郷土博物館協議会委員の任期は2年間でございますが、新たに任命する委員の任期は、前任者の残任期間である令和4年4月30日まででございます。

14人の委員のうち1人を新たに任命するものであります。

池辺明文氏はJX金属(株)日立事業所総務部長であり、兼務される日鉱記念館館長の人事異動に伴い、社会教育関係者の区分で任命するものであります。

教 育 長 それでは、議案第4号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第4号については、原案可決と決しました。

4 その他

(1) 令和4年度小規模特認校（中里小中学校）への就学予定について

教 育 長 続いて、その他に移ります。
その他(1)について、学務課長から説明をお願いします。

学 務 課 長 児童生徒数の見込みですが、小学校に相当する前期課程は合計23人、中学校に相当する後期課程は合計20人の見込みです。

そのうち小規模特認校制度利用による就学者は、前期課程が合計16人で児童数全体の70%、後期課程が合計12人で生徒数全体の60%になる見込みです。

小規模特認校制度利用の児童生徒を支援するため、引き続き、日立駅から中里小中学校間のスクールバスを運行いたします。

委 員 中里小中学校に行っている子どもたちの中には、不登校などの事情があって行っている子もいると思うのですが、茨城県でもフリースクール事業への補助が始まっていて、そういう子たちが利用できる場所の選択肢は多い方が良いでしょうなど感じています。その中で、難しいかもしれませんが、ちゃんれんじくらぶに通級している

子が中里小中学校と交流したり、せっかくバスが通っているので、見学に行ったり、そういうことがあっても良いのかなと思いました。

学 務 課 長 中里小中学校には、小規模だから行ってみたいという子や、中には、大きな学校で不登校になってしまったという事情で来る子もいます。ちゃれんじくらぶに行っている子の中で、中里小中学校を選択肢として考えることがあると思いますし、学校で見学会を随時行っているため、ちゃれんじくらぶの方にも紹介するなど対応したいと思います。もしかしたら知らないで終わっている子もいるかもしれないので、来年度はそういう子たちにも、こういう学校があるということを幅広くお知らせしたいと思います。ありがとうございました。

教育研究所長 不登校支援事業については、海岸の散策などで、ややマンネリ化している部分もありますので、次年度以降、中里地区を利用するという視点を持って、検討してまいりたいと考えております。加えて、ちゃれんじくらぶの中で、交流となると難しい側面がありますが、こういう学校もあるという気付きに結び付けるという視点で、子どもの実態をよく見た上で、何らかの形でできることを検討していきたいと思います。

(2) 市民運動公園総合体育館大型映像装置設置に伴い使用料の額を定めることについて

教 育 長 次に、その他(2)について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

スポーツ振興課長 市民運動公園池の川さくらアリーナにおける大型映像装置2面の設置工事が間もなく完了となります。つきましては、他の設備と同様に、映像装置を使用する場合の使用料を定めるものでございます。

使用単位は、1面単位とし、利用時間にかかわらず、連続した使用を1回といたします。これは、アリーナ内の放送設備や野球場のスコアボードと同じ考え方です。

使用料の額につきましても、類似している野球場スコアボードと同額の1回1面1,100円、市外料金は、1.5倍の1,650円としたいと思います。

日立市都市公園条例におきまして、市民運動公園、公園施設の附属設備使用料を規則に定めることと規定しておりますので、大型映像装置の使用料に当たりまして、日立市都市公園条例施行規則を一

部改正いたします。なお、改正後規則の施行は、令和4年4月1日を予定しております。

工期が2月末までとなっており、しゅん工検査を経て、予定どおりしゅん工いたします。なお、3月中は操作研修など、希望があれば試行的に使っていただき、4月1日から本格稼働したいと考えております。

委員 耐用年数は何年くらいでしょうか。

スポーツ振興課長 メーカー推奨では10年程度ですが、使用頻度にもよります。今回、使用料については、類似施設に比べて安めに設定しており、市民の方、中体連や高体連の試合でも抵抗なく使用していただけると思います。チームやメンバー紹介など、動画を映すこともできますので、スコアボードだけでなく、大型映像装置も、是非、活用していただければと考えております。

(3) 明秀学園日立高等学校の選抜高等学校野球大会出場について

教 育 長 次に、その他(3)について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

スポーツ振興課長 昨年の秋に、秋季関東地区高等学校野球大会で県予選を勝ち抜き、関東大会で優勝、明治神宮野球大会にも出場を果たしました明秀学園日立高等学校ですが、1月28日(金)に高野連の選考委員会が開かれまして、見事、選抜高等学校野球大会への出場が決定いたしました。4年ぶり2度目の出場で、前回出場時は3回戦進出、優勝した大阪桐蔭高校に惜しくも敗れました。

今回の大会期間は、3月18日(金)から3月30日(水)までの13日間を予定しておりまして、雨天順延ではございますが、休養日2日を挟み、年度内、3月中には終了する予定でございます。

会場は阪神甲子園球場、主催は毎日新聞社、日本高等学校野球連盟です。

出場校は、秋の地区大会の成績などを参考に選出された32校が選抜されております。

なお、組合せ抽選会は、3月4日(金)に予定されており、そこで具体的な対戦相手や試合が発表されます。また、2月21日に高野連が臨時運営委員会を開催しまして、1日の入場者数の上限を2万人に設定し、前売り券を販売すると公表されました。兵庫県にも3月6日までまん延防止等重点措置が適用されていますが、適用が明けましたら、チケットの追加販売を予定したいということです。

(4) その他

教 育 長 ほかに報告等があればお願いします。

指 導 課 長 中学校3年生におけるオンライン等を活用した自宅学習の実施について御報告いたします。概要については、感染対策を徹底し、進路決定に向けた学習や準備ができるよう、オンライン等を活用した自宅学習を実施いたします。対象は、日立市立中学校の3年生です。原則として、オンラインを活用した自宅学習といたします。ただし、進路指導及び卒業関係で個別に支援が必要な場合は、各学校の判断により個別に登校させることを可といたします。対応期間は、令和4年2月25日（金）から3月4日（金）までです。中学1・2年生については、通常登校、通常授業を継続いたします。

委 員 個別で来られる生徒について、給食はどうなりますか。

指 導 課 長 感染対策を主な理由として実施するため、個別に登校する場合には、学校で判断して短時間での対応を取るのので、給食は提供しない形です。

委 員 要望です。受験生ということで、かなり不安な時期だと思います。その時期に、自宅で一人で勉強して、不安をたくさん感じている子もいると思います。個別の対応もあるかと思いますが、そういう子どもたちのケアについても、考えていただきたいです。

指 導 課 長 進路に対して不安を抱えている子のケアについては、とても重要なことですので、改めて必要な支援を十分にやっていくよう学校長会を通して指導していきたいと思います。ありがとうございます。

郷土博物館長 令和4年3月19日（土）から5月15日（日）までの約2か月間で、収蔵資料展を開催いたします。従来展览展示ですと、日本画、洋画、現代画あるいは歴史資料といったテーマで展示を行ってまいりましたが、そういった垣根を越えて、「カワイイ」という視点から展示物を選定しております。できるだけ多くの世代の方に足を運んでいただく機会になればと考えております。

委 員 4月1日からAR対応の展示になりますか。

郷土博物館長 ARの展示につきましては、現在研究中でございますので、Wi-Fiは新年度に館内に導入させていただく予定ですが、ARは次のステップとさせていただきたいと思います。

5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長 次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長 令和4年3月24日（木）午後1時30分から、日立市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

6 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、教育委員会2月定例会を終了いたします。

以 上

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整理に関する規則
の制定について

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

(提案説明)

義務教育学校の設置に伴い、関係規則の規定を整理するため、本規則を制定するものであります。

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(日立市立小中学校学区審議会規則の一部改正)

第1条 日立市立小中学校学区審議会規則(昭和38年教委規則第1号)

の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

(日立市学校保健管理医設置に関する規則の一部改正)

第2条 日立市学校保健管理医設置に関する規則(昭和40年教委規則

第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(日立市立小学校中学校特別支援学級医設置に関する規則の一部改正)

第3条 日立市立小学校中学校特別支援学級医設置に関する規則(昭和

40年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「小学校中学校」を「小中学校等」に改める。

第1条中「小学校中学校」を「小中学校等(小学校、中学校及び義務教育学校をいう。第4条において同じ。)」に改める。

第4条中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

(日立市児童生徒等の就学に関する規則の一部改正)

第4条 日立市児童生徒等の就学に関する規則(昭和44年教委規則第

18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第2項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

第5条の見出し中「小学校」を「小学校等」に改め、同条第3項中

「小学校長」を「校長」に改める。

第6条の見出し中「中学校」を「中学校等」に改め、同条第2項中「中学校就学予定児童」を「中学校等就学予定児童」に、「就学すべき中学校」を「就学すべき学校」に改め、同条第4項中「中学校就学予定児童」を「中学校等就学予定児童」に、「中学校長」を「校長」に改め、同条第5項中「中学校長は、前項の規定により通知を受けた」を「前項の規定により通知を受けた校長は、当該」に改める。

第7条第3項中「小学校又は中学校」を「学校」に改める。

第8条第2項第1号中「及び中学3年生」を「、中学3年生及び義務教育学校9年生」に改め、同項第2号中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

第9条第1項中「小学校又は中学校」を「学校」に改める。

別表第1及び別表第2中中里の項を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

義務教育学校	通学区域	
中里（小中学校）	下深荻町 中深荻町 東河内町 入四間町	ただし、仲町小学校の学区を除く。

様式第 1 号中

「

小（ 小学部 校）	学 校 名	日立市立 小学校
	入学年月日	
	卒業年月日	
中（ 中学部 校）	学 校 名	日立市立 中学校
	入学年月日	
	卒業年月日	

を

」

「

小（ （義務教育 学校前期課程） 校）	学 校 名	日立市立 学校
	入学年月日	
	卒業年月日	
中（ （義務教育 学校後期課程） 校）	学 校 名	日立市立 学校
	入学年月日	
	卒業年月日	

に

」

改める。

様式第2号中「あなたのお子さんは、」を「あなたは、お子さんを」
に、「就学する」を「就学させる」に、

「

日立市立 小学校 を

」

「

日立市立 学校 に改める。

」

「 「

様式第2号の2中 小学校 を 学校 に改める。

」

」

様式第3号中

「

年度小学校就学予定者名簿

小学校 を

」

「

年度小学校等就学予定者名簿

学校 に

」

改める。

「 「
様式第4号中 中学校 を 学校 に改める。
」 」

様式第5号中「あなたのお子さんは、」を「あなたは、お子さんを」
に、「就学する」を「就学させる」に、

「
日立市立 中学校 を
」

「
日立市立 学校 に改める。
」

「 「
様式第5号の2中 中学校 を 学校 に改める。
」 」

様式第6号中

「
年度中学校就学予定者名簿
中学校 を
」

「
年度中学校等就学予定者名簿
学校 に
」

改める。

様式第 7 号から様式第 8 号までの規定中

「
小 学校 を 学校 に改める。
中
」

様式第 9 号及び様式第 9 号の 2 中

「
小 学校 を 学校 に、
中
」

「及び中学校 3 年生」を「、中学校 3 年生及び義務教育学校 9 年生」
に、「小学校 3 年生」を「小学校又は義務教育学校 3 年生」に改める。

「
小 学校 を 学校 に改める。
中
」

「
小
様式第 1 1 号中 学校 を 学校 に改める。
中
」

様式第 1 2 号及び様式第 1 3 号中

「
小 学校 を 学校 に、
中
」

「
小
学校長 を 学校長 に改める。
中
」

様式第14号中 「
小
学校 を 学校 に、
中
」

「
小
学校 を 学校 に、
中
」

「
小
学校長 を 学校長 に改める。
中
」

様式第16号、様式第17号及び様式第21号の規定中

「
小
学校長 を 学校長 に改める。
中
」

様式第22号中 「
小
学校 を 学校 に改める。
中
」

(日上市立学校施設開放に関する規則の一部改正)

第5条 日上市立学校施設開放に関する規則(昭和57年教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「小、中、特別支援学校」を「小・中・義務教育・

特別支援学校」に、「子供会とする」を「子ども会を対象とする」に改める。

(日立市学校心療内科医の設置に関する規則の一部改正)

第6条 日立市学校心療内科医の設置に関する規則（平成元年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(日立市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第7条 日立市教育委員会事務局処務規則（平成12年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表学校施設課管理系の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(日立市立学校等給食費取扱規則の一部改正)

第8条 日立市立学校等給食費取扱規則（平成27年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び特別支援学校」を「、義務教育学校及び特別支援学校」に改める。

第2条第1項第1号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。第4項第1号及び第6項において同じ。）」を加え、同項第2号中「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。第4項第2号及び第6項において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「第3学年」の次に「（義務教育学校については、第9学年）」を加える。

(日立市学校運営協議会規則の一部改正)

第9条 日立市学校運営協議会規則（令和3年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

参考 新旧対照表

1 日立市立小中学校学区審議会規則（昭和38年教育委員会規則第1号）

新	旧
<p>○日立市立小中学校等学区審議会規則</p> <p>昭和38年3月30日 教委規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、日立市立小中学校等学区審議会条例の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○日立市立小中学校学区審議会規則</p> <p>昭和38年3月30日 教委規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、日立市立小中学校学区審議会条例の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（略）</p>

2 日立市学校保健管理医設置に関する規則（昭和40年教育委員会規則第3号）

新	旧
<p>○日立市学校保健管理医設置に関する規則</p> <p>昭和40年4月1日 教委規則第3号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 日立市立小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、幼稚園及び特別支援学校（以下「学校」という。）に学校保健管理医（以下「管理医」という。）を置く。</p> <p>（略）</p>	<p>○日立市学校保健管理医設置に関する規則</p> <p>昭和40年4月1日 教委規則第3号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 日立市立小学校、中学校、幼稚園及び特別支援学校（以下「学校」という。）に学校保健管理医（以下「管理医」という。）を置く。</p> <p>（略）</p>

3 日立市立小学校中学校特別支援学級医設置に関する規則（昭和40年教育委員会規則第4号）

新	旧
<p>○日立市立小中学校等特別支援学級医設置に関する規則</p> <p>昭和40年4月1日 教委規則第4号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 日立市立<u>小中学校等（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。第4条において同じ。）</u>特別支援学級医（以下「特別支援学級医」とい</p>	<p>○日立市立小学校中学校特別支援学級医設置に関する規則</p> <p>昭和40年4月1日 教委規則第4号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 日立市立<u>小学校中学校</u>特別支援学級医（以下「特別支援学級医」という。）を置く。</p>

新	旧
<p>う。)を置く。</p> <p>(略)</p> <p>(任務)</p> <p>第4条 特別支援学級医は学校医としての任務に準じ、小中学校等^新の知的障害の児童及び生徒並びに特別支援学級に入級している児童及び生徒に対し、精神科医としての専門的事項に関し、技術及び指導助言を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(任務)</p> <p>第4条 特別支援学級医は学校医としての任務に準じ、小中学校の知的障害の児童及び生徒並びに特別支援学級に入級している児童及び生徒に対し、精神科医としての専門的事項に関し、技術及び指導助言を行う。</p> <p>(略)</p>

4 日立市児童生徒等の就学に関する規則（昭和44年教育委員会規則第18号）

新	旧
<p>○日立市児童生徒等の就学に関する規則</p> <p>昭和44年11月29日 教委規則第18号</p> <p>(略)</p> <p>(学校の指定)</p> <p>第4条 就学すべき学校の指定は、前条の規定により委員会の認定した現住所を通学区域とする小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>（以下「指定学校」という。）とする。</p> <p>2 前項の通学区域は、別表第1 <u>から別表第3まで</u>のとおりとする。</p> <p>(日立市立小学校等への就学)</p> <p>第5条～2 (略)</p> <p>3 委員会は、就学予定者の保護者へ就学通知書を送付するとともに、指定学校の校長に対し、就学予定者名簿（様式第3号）を送付しなければならない。</p> <p>(日立市立中学校等への就学)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の名簿に基づき中学校等^新就学予定児童の保護者に対し就学通知書（様式第5号）により就学すべき学校及び就学期日を1月末日までに通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員会は、第2項の規定により中学校等^新就学</p>	<p>○日立市児童生徒等の就学に関する規則</p> <p>昭和44年11月29日 教委規則第18号</p> <p>(略)</p> <p>(学校の指定)</p> <p>第4条 就学すべき学校の指定は、前条の規定により委員会の認定した現住所を通学区域とする小学校<u>又は中学校</u>（以下「指定学校」という。）とする。</p> <p>2 前項の通学区域は、別表第1 <u>及び別表第2の</u>とおりとする。</p> <p>(日立市立小学校への就学)</p> <p>第5条～2 (略)</p> <p>3 委員会は、就学予定者の保護者へ就学通知書を送付するとともに、指定学校の<u>小学校</u>長に対し、就学予定者名簿（様式第3号）を送付しなければならない。</p> <p>(日立市立中学校への就学)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の名簿に基づき中学校就学予定児童の保護者に対し就学通知書（様式第5号）により就学すべき<u>中</u>学校及び就学期日を1月末日までに通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員会は、第2項の規定により中学校就学予</p>

新	旧
<p>予定児童の保護者へ就学通知書を送付するとともに指定学校の校長に対し、就学予定者名簿（様式第6号）を送付しなければならない。</p>	<p>定児童の保護者へ就学通知書を送付するとともに指定学校の<u>中学校</u>長に対し、就学予定者名簿（様式第6号）を送付しなければならない。</p>
<p>5 <u>前項の規定により通知を受けた校長は、当該児童について、送付された名簿と照合し、その就学を確認するものとする。</u></p>	<p>5 <u>中学校長は、前項の規定により通知を受けた児童について、送付された名簿と照合し、その就学を確認するものとする。</u></p>
<p>（転入学）</p>	<p>（転入学）</p>
<p>第7条～2 （略）</p>	<p>第7条～2 （略）</p>
<p>3 児童生徒が日上市立学校以外の<u>学校</u>に転入学しようとするときは、保護者は校長にその旨を申し出、転入学先の校長に願い出なければならない。</p>	<p>3 児童生徒が日上市立学校以外の<u>小学校又は中学校</u>に転入学しようとするときは、保護者は校長にその旨を申し出、転入学先の校長に願い出なければならない。</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>（指定学校の変更）</p>	<p>（指定学校の変更）</p>
<p>第8条 （略）</p>	<p>第8条 （略）</p>
<p>2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定学校の変更を許可することができる。ただし、第2号及び第3号に該当する場合は、期限を付して許可しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定学校の変更を許可することができる。ただし、第2号及び第3号に該当する場合は、期限を付して許可しなければならない。</p>
<p>(1) 小学校6年生、<u>中学校3年生及び義務教育学校9年生</u>で住所が他の学校の通学区域に異動した場合</p>	<p>(1) 小学校6年生<u>及び中学校3年生</u>で住所が他の学校の通学区域に異動した場合</p>
<p>(2) 小学校<u>又は義務教育学校</u>3年生以下の者で、両親とも勤務し、かつ、保護者に代わって他に児童を保護する者がいないため、保護者の勤務箇所に近い学校に通学したい場合</p>	<p>(2) 小学校3年生以下の者で、両親とも勤務し、かつ、保護者に代わって他に児童を保護する者がいないため、保護者の勤務箇所に近い学校に通学したい場合</p>
<p>(3)～(5) （略）</p>	<p>(3)～(5) （略）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>（日上市立学校以外の学校への就学）</p>	<p>（日上市立学校以外の学校への就学）</p>
<p>第9条 日上市立以外の<u>学校</u>に就学しようとするときは、保護者は、委員会にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>第9条 日上市立以外の<u>小学校又は中学校</u>に就学しようとするときは、保護者は、委員会にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

新		旧	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
小学校	通学区域	小学校	通学区域
(略)		(略)	
<u>【削除】</u>		<u>中里</u>	<u>下深荻町</u> <u>中深荻町</u> <u>東河内町</u> <u>入四間町</u> ただし、 <u>仲町小学校の</u> <u>学区を除く</u>
(略)		(略)	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
中学校	通学区域	中学校	通学区域
(略)		(略)	
<u>【削除】</u>		<u>中里</u>	<u>中里小学校の学区</u>
(略)		(略)	
<u>別表第3 (第4条関係)</u>		<u>【新設】</u>	
<u>義務教</u> <u>育学校</u>	<u>通学区域</u>		
<u>中里(小</u> <u>中学校)</u>	<u>下深荻町</u> <u>中深荻町</u> <u>東河内町</u> <u>入四間町</u>		ただし、 <u>仲町小学校の</u> <u>学区を除く</u>

様式第1号（第2条、第3条、第12条、第13条関係）

学 齡 簿

就 学 校	小 学 校 <small>(義務教育学校前期課程)</small>	学 校 名	日立市立 学校
		入 学 年 月 日	
		卒 業 年 月 日	
	中 学 校 <small>(義務教育学校後期課程)</small>	学 校 名	日立市立 学校
		入 学 年 月 日	
		卒 業 年 月 日	

様式第2号（第5条関係）

小学校就学について（お知らせ）

あなた は、お子さん を 年4月1日小学校に就学 させる 義務が生じますので、下記のとおり就学させてください。

記

児童氏名	
生年月日	
就学期日	
就学すべき学校	日立市立 学校

様式第2号の2（第5条関係）

就学届

上記の者が、4月1日に日立市立 学校に就学します。

様式第1号（第2条、第3条、第12条、第13条関係）

学 齡 簿

就 学 校	小 学 校 <small>(義務教育学校前期課程)</small>	学 校 名	日立市立 <u>小</u> 学校
		入 学 年 月 日	
		卒 業 年 月 日	
	中 学 校 <small>(義務教育学校後期課程)</small>	学 校 名	日立市立 <u>中</u> 学校
		入 学 年 月 日	
		卒 業 年 月 日	

様式第2号（第5条関係）

小学校就学について（お知らせ）

あなた の お子さん は、 年4月1日小学校に就学 する 義務が生じますので、下記のとおり就学させてください。

記

児童氏名	
生年月日	
就学期日	
就学すべき学校	日立市立 <u>小</u> 学校

様式第2号の2（第5条関係）

就学届

上記の者が、4月1日に日立市立 小学校に就学します。

様式第3号（第5条、第9条関係）

年度小学校等就学予定者名簿

学校

様式第4号（第6条関係）

年度 小学校卒業予定児童名簿

学校

小学校

様式第5号（第6条関係）

中学校就学について（お知らせ）

あなたは、お子さんを 年4月1日中学校に就学させる義務が生じますので、下記のとおり就学させてください。

記

生徒氏名	
生年月日	
就学期日	
就学すべき学校	日立市立 学校

様式第3号（第5条、第9条関係）

年度小学校就学予定者名簿

小学校

様式第4号（第6条関係）

年度 小学校卒業予定児童名簿

中学校

小学校

様式第5号（第6条関係）

中学校就学について（お知らせ）

あなたのお子さんは、 年4月1日中学校に就学する義務が生じますので、下記のとおり就学させてください。

記

生徒氏名	
生年月日	
就学期日	
就学すべき学校	日立市立 <u>中</u> 学校

様式第5号の2

就 学 届

上記の者が、4月1日日立市立 学校に
就学します。

様式第6号（第6条、第9条関係）

年度中学校等就学予定者名簿

学校

様式第7号（第7条関係）

転 入 学 届

上記の者は、 年 月 日 区 市 立
町 村 立

学校から日立市立 学校へ

転入学します。

様式第5号の2

就 学 届

上記の者が、4月1日日立市立 中学校に
就学します。

様式第6号（第6条、第9条関係）

年度中学校就学予定者名簿

中学校

様式第7号（第7条関係）

転 入 学 届

上記の者は、 年 月 日 区 市 立
町 村 立

小 学校から日立市立 小 学校へ
中 中

転入学します。

様式第7号の2 (第7条関係)

転入学通知書

上記の者は、年月日 区市立
町村 立

学校から日立市立 学校へ

転入学しますから通知します。

様式第7号の3 (第7条、第11条関係)

転入学通知書

上記の者を、年月日 区市立
町村 立

学校から日立市立 学校へ

転入学させるよう通知します。

様式第8号 (第8条関係)

指定学校変更許可申請書

学校	指定学校・学年	日立市立	学校	学年
	申請学校・学年	日立市立	学校	学年

様式第7号の2 (第7条関係)

転入学通知書

上記の者は、年月日 区市立
町村 立

小 学校から日立市立 中 学校へ

転入学しますから通知します。

様式第7号の3 (第7条、第11条関係)

転入学通知書

上記の者を、年月日 区市立
町村 立

小 学校から日立市立 中 学校へ

転入学させるよう通知します。

様式第8号 (第8条関係)

指定学校変更許可申請書

学校	指定学校・学年	日立市立	<u>小</u> 学校	学年
	申請学校・学年	日立市立	<u>小</u> 学校	学年

様式第9号（第8条関係）

指定学校変更許可書

学校	指定学校・学年	日立市立	学校	学年
	申請学校・学年	日立市立	学校	学年
許可理由	日立市児童生徒等の就学に関する規則 第8条第2項 (1) 小学校6年生、 <u>中学校3年生及び義務教育学校9年生</u> の場合 (2) 小学校 <u>又は義務教育学校</u> 3年生以下で、両親共働きの場合 (3)～(5) (略)			

様式第9号の2（第8条関係）

指定学校変更許可通知書

学校	指定学校・学年	日立市立	学校	学年
	申請学校・学年	日立市立	学校	学年
許可理由	日立市児童生徒等の就学に関する規則 第8条第2項 (1) 小学校6年生、 <u>中学校3年生及び義務教育学校9年生</u> の場合 (2) 小学校 <u>又は義務教育学校</u> 3年生以下で、両親共働きの場合 (3)～(5) (略)			

様式第9号（第8条関係）

指定学校変更許可書

学校	指定学校・学年	日立市立	<u>小</u> 学校	学年
	申請学校・学年	日立市立	<u>小</u> 学校	学年
許可理由	日立市児童生徒等の就学に関する規則 第8条第2項 (1) 小学校6年生 <u>及び中学校3年生</u> の場合 (2) 小学校3年生以下で、両親共働きの場合 (3)～(5) (略)			

様式第9号の2（第8条関係）

指定学校変更許可通知書

学校	指定学校・学年	日立市立	<u>小</u> 学校	学年
	申請学校・学年	日立市立	<u>小</u> 学校	学年
許可理由	日立市児童生徒等の就学に関する規則 第8条第2項 (1) 小学校6年生 <u>及び中学校3年生</u> の場合 (2) 小学校3年生以下で、両親共働きの場合 (3)～(5) (略)			

様式第10号 (第10条関係)

区域外就学許可申請書

学校	在籍学校学年	市 町立 村	学校	学年
	申請学校学年	日立市立	学校	学年

様式第11号 (第10条関係)

区域外就学許可協議書

学校	在籍学校学年	市 町立 村	学校	学年
	申請学校学年	日立市立	学校	学年

様式第12号 (第10条関係)

区域外就学許可書

申請学校	学年	日立市立	学校	学年
------	----	------	----	----

年 月 日

保護者

学校長 殿

様式第10号 (第10条関係)

区域外就学許可申請書

学校	在籍学校学年	市 町立 村	小 学 校	学年
	申請学校学年	日立市立	小 学 校	学年

様式第11号 (第10条関係)

区域外就学許可協議書

学校	在籍学校学年	市 町立 村	小 学 校	学年
	申請学校学年	日立市立	小 学 校	学年

様式第12号 (第10条関係)

区域外就学許可書

申請学校	学年	日立市立	小 学 校	学年
------	----	------	-------------	----

年 月 日

保護者

小
学
学校長 殿

様式第13号 (第11条関係)

指定学校変更
区域外就学 許可期間満了通知書

学校	在籍学校 学年	日立市立 学校 学年

年 月 日

保護者

学校長 殿

様式第13号 (第11条関係)

指定学校変更
区域外就学 許可期間満了通知書

学校	在籍学校 学年	日立市立 <u>小</u> 学校 学年

年 月 日

保護者

小 学校長 殿
中

様式第14号 (第11条関係)

区域外転入学通知書

学校	在籍学校 学年	日立市立 学校 学年
	指定学校 学年	市 町立 学校 学年 村

市 月 日 町立 村 学校に転入学 するよう させるよう

通知します。

年 月 日

保護者 殿

学校長殿

様式第14号 (第11条関係)

区域外転入学通知書

学校	在籍学校 学年	日立市立 <u>小</u> 学校 学年
	指定学校 学年	市 町立 <u>小</u> 学校 学年 村 <u>中</u>

市 月 日 町立 村 小 学校に転入学 するよう させるよう

通知します。

年 月 日

保護者 殿

小 学校長殿
中

様式第16号 (第13条関係)

特別支援学校 転入学報告書

年 月 日

日立市教育委員会殿

学校長 印

様式第17号 (第14条関係)

不就学
欠 席 状況報告書

年 月 日

日立市教育委員会殿

学校長 印

様式第21号 (第15条関係)

就学 猶予
免除 許可通知書

年 月 日

学校長殿

日立市教育委員会 印

様式第16号 (第13条関係)

特別支援学校 転入学報告書

年 月 日

日立市教育委員会殿

小
中 学校長 印

様式第17号 (第14条関係)

不就学
欠 席 状況報告書

年 月 日

日立市教育委員会殿

小
中 学校長 印

様式第21号 (第15条関係)

就学 猶予
免除 許可通知書

年 月 日

小
中 学校長殿

日立市教育委員会 印

<p>様式第22号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">年度卒業生名簿</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">日立市立 学校</p>	<p>様式第22号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">年度卒業生名簿</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">日立市立 小 学校 中</p>
---	---

5 日立市立学校施設開放に関する規則（昭和57年教育委員会規則第3号）

新	旧
<p>○日立市立学校施設開放に関する規則</p> <p>昭和57年3月26日 教委規則第3号</p> <p>(略)</p> <p>(開放の種類)</p> <p>第3条 学校開放は、次の2種類とする。</p> <p>(1) スポーツ開放 学校の運動場、体育館、プールを地域住民のスポーツ、レクリエーション活動の場として開放する。ただし、プールの開放は、市内<u>小・中・義務教育・特別支援学校</u>の児童生徒及び<u>子ども会を対象とする</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>○日立市立学校施設開放に関する規則</p> <p>昭和57年3月26日 教委規則第3号</p> <p>(略)</p> <p>(開放の種類)</p> <p>第3条 学校開放は、次の2種類とする。</p> <p>(1) スポーツ開放 学校の運動場、体育館、プールを地域住民のスポーツ、レクリエーション活動の場として開放する。ただし、プールの開放は、市内<u>小、中、特別支援学校</u>の児童生徒及び<u>子供会とする</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>

6 日立市学校心療内科医の設置に関する規則（平成元年教育委員会規則第3号）

新	旧
<p>○日立市学校心療内科医の設置に関する規則</p> <p>平成元年3月17日 教委規則第3号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒の心の健康相談等に応ずるため、学校心療内科医（以下「心療内科医」という。）を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>○日立市学校心療内科医の設置に関する規則</p> <p>平成元年3月17日 教委規則第3号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学校及び中学校の児童・生徒の心の健康相談等に応ずるため、学校心療内科医（以下「心療内科医」という。）を置く。</p> <p>(略)</p>

7 日立市教育委員会事務局処務規則（平成12年教育委員会規則第1号）

新	旧																						
<p>○日立市教育委員会事務局処務規則</p> <p>平成12年3月22日 教委規則第1号</p> <p>(略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>分掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課</th> <th style="width: 10%;">係</th> <th style="width: 75%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校施設課</td> <td>管理係</td> <td>(1) 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に係る予算の経理に関すること。 (2) 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における教材又は教具の整備管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>施設係</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	課	係	分掌事務	(略)			学校施設課	管理係	(1) 小学校、中学校、 義務教育学校 及び特別支援学校に係る予算の経理に関すること。 (2) 小学校、中学校、 義務教育学校 及び特別支援学校における教材又は教具の整備管理に関すること。	施設係	(略)	<p>○日立市教育委員会事務局処務規則</p> <p>平成12年3月22日 教委規則第1号</p> <p>(略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>分掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課</th> <th style="width: 10%;">係</th> <th style="width: 75%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校施設課</td> <td>管理係</td> <td>(1) 小学校、中学校及び特別支援学校に係る予算の経理に関すること。 (2) 小学校、中学校及び特別支援学校における教材又は教具の整備管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>施設係</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	課	係	分掌事務	(略)			学校施設課	管理係	(1) 小学校、中学校及び特別支援学校に係る予算の経理に関すること。 (2) 小学校、中学校及び特別支援学校における教材又は教具の整備管理に関すること。	施設係	(略)
課	係	分掌事務																					
(略)																							
学校施設課	管理係	(1) 小学校、中学校、 義務教育学校 及び特別支援学校に係る予算の経理に関すること。 (2) 小学校、中学校、 義務教育学校 及び特別支援学校における教材又は教具の整備管理に関すること。																					
	施設係	(略)																					
課	係	分掌事務																					
(略)																							
学校施設課	管理係	(1) 小学校、中学校及び特別支援学校に係る予算の経理に関すること。 (2) 小学校、中学校及び特別支援学校における教材又は教具の整備管理に関すること。																					
	施設係	(略)																					

8 日立市立学校等給食費取扱規則（平成27年教育委員会規則第3号）

新	旧
<p>○日立市立学校等給食費取扱規則</p> <p>平成27年3月24日 教委規則第3号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、日立市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに茨城県立日立第一高等学校附属中学校（以下「学校」という。）並びに日立市学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）における給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給食費の額）</p> <p>第2条 給食費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第4項第1号及び第6項において同じ。）の児童及び職員並びに特別支援学校小学部の児童及び当該児童と同じ給食の提供を受ける学校の職員 月額4,340円</p> <p>(2) 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。第4項第2号及び第6項において同じ。）の生徒、特別支援学校中学部及び高等部の生徒並びに前号以外の学校の職員及び調理場の職員 月額4,960円</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 次に掲げる給食費の月額は、第1項、第6項及び第7項の規定にかかわらず、給食単価に当該月に給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、第1号から第4号までの場合において、第5号の理由により給食の提供を受けなかったときは、その回数が同一月内で継続して5回以上であるときを除き、その回数を給食の提供を受けた回数に含むものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部の生徒（第3学年（義務教育学校については、第9学年）に限る。）の3月分</p> <p>(3)～(6) （略）</p>	<p>○日立市立学校等給食費取扱規則</p> <p>平成27年3月24日 教委規則第3号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、日立市立小学校、中学校及び特別支援学校並びに茨城県立日立第一高等学校附属中学校（以下「学校」という。）並びに日立市学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）における給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給食費の額）</p> <p>第2条 給食費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の児童及び職員並びに特別支援学校小学部の児童及び当該児童と同じ給食の提供を受ける学校の職員 月額4,340円</p> <p>(2) 中学校の生徒、特別支援学校中学部及び高等部の生徒並びに前号以外の学校の職員及び調理場の職員 月額4,960円</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 次に掲げる給食費の月額は、第1項、第6項及び第7項の規定にかかわらず、給食単価に当該月に給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、第1号から第4号までの場合において、第5号の理由により給食の提供を受けなかったときは、その回数が同一月内で継続して5回以上であるときを除き、その回数を給食の提供を受けた回数に含むものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部の生徒（第3学年に限る。）の3月分</p> <p>(3)～(6) （略）</p>

新	旧
5 (略) (略)	5 (略) (略)

9 日立市学校運営協議会規則（令和3年教育委員会規則第1号）

新	旧
<p align="center">○日立市学校運営協議会規則</p> <p align="center">令和3年2月24日 教委規則第1号</p> <p align="center">(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき、日立市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(略)</p>	<p align="center">○日立市学校運営協議会規則</p> <p align="center">令和3年2月24日 教委規則第1号</p> <p align="center">(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき、日立市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(略)</p>

日立市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

日立市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

(提案説明)

義務教育学校の設置に伴い、小・中学校に適用している規定を義務教育学校に適用するため、並びに学校に主幹教諭及び指導教諭を置くため、本規則を制定するものであります。

日立市立学校管理規則の一部を改正する規則

日立市立学校管理規則（昭和39年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。次項及び第16条の2第1項において同じ。）」を加える。

第5条の2を削る。

第15条第2項中「副校長」の次に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

「
様式第3号中 小学校長 を 学校長 に、
」
「
第1学年 第2学年 第3学年 第4学年 第5学年 第6学年 を
」
「
1 2 3 4 5 6 に
」

改める。

「
様式第4号中 中学校長 を 学校長 に、
」

」

「

第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
--------	--------	--------

を

」

「

--	--	--

に、

」

「

1	2	3
---	---	---

を

」

「

--	--	--

に

」

改める。

「

「

様式第 5 号中 小学校長 を 学校長 に改める。

」

」

「

「

様式第 5 号の 2 中 中学校長 を 学校長 に、

」

」

「

1	2	3
---	---	---

を

」

「

--	--	--

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

参考 新旧対照表

日立市立学校管理規則（昭和39年教委規則第5号）

新	旧
<p>○日立市立学校管理規則 昭和39年10月1日 教委規則第5号</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、日立市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）の管理及び運営に関し、基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条 学校の教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により校長が編成する。</p> <p>2 校長は、翌年度において実施する教育課程を編成し、毎年3月31日までに教育課程編成届（小学校（<u>義務教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。</u>）にあつては様式第3号及び様式第3号の2、中学校（<u>義務教育学校の後期課程を含む。次項及び第16条の2第1項において同じ。</u>）にあつては様式第4号及び様式第4号の2）により、教育長に届け出なければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の教育課程の実施状況を、教育課程実施状況報告書（小学校にあつては様式第5号、中学校にあつては様式第5号の2）により、翌年度の4月30日までに教育長に報告しなければならない。</p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>○日立市立学校管理規則 昭和39年10月1日 教委規則第5号</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、日立市立<u>小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の管理及び運営に関し、基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条 学校の教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により校長が編成する。</p> <p>2 校長は、翌年度において実施する教育課程を編成し、毎年3月31日までに教育課程編成届（小学校にあつては様式第3号及び様式第3号の2、中学校にあつては様式第4号及び様式第4号の2）により、教育長に届け出なければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の教育課程の実施状況を、教育課程実施状況報告書（小学校にあつては様式第5号、中学校にあつては様式第5号の2）により、翌年度の4月30日までに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる小学校（以</p>

【削除】

(略)

(職員)

第15条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、学校に副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、学校栄養職員その他の必要な職員を置くことができる。

(略)

下「中学校併設型小学校」という。)及び同表の右欄に掲げる中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。

小学校名	中学校名
日立市立中里小学校	日立市立中里中学校

2 前項の場合において、教育課程を編成しようとするときは、中学校併設型小学校の校長と小学校併設型中学校の校長との間であらかじめ協議するものとする。

(略)

(職員)

第15条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、学校に副校長、栄養教諭、学校栄養職員その他の必要な職員を置くことができる。

(略)

様式第3号（第5条関係）

発第 号
年 月 日

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立 学校長 印

(略)

(1) 授業日数

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>

様式第4号（第5条関係）

発第 号
年 月 日

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立 学校長 印

(略)

(1) 授業日数

(2) 授業時数

年間週数（ 週）			
	年間時数	年間時数	年間時数

様式第3号（第5条関係）

発第 号
年 月 日

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立 小学校長 印

(略)

(1) 授業日数

	<u>第1学年</u>	<u>第2学年</u>	<u>第3学年</u>	<u>第4学年</u>	<u>第5学年</u>	<u>第6学年</u>

様式第4号（第5条関係）

発第 号
年 月 日

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立 中学校長 印

(略)

(1) 授業日数

	<u>第1学年</u>	<u>第2学年</u>	<u>第3学年</u>

(2) 授業時数

年間週数（ 週）			
	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>
	年間時数	年間時数	年間時数

令和4年度「日立の学校教育」の策定について

令和4年度「日立の学校教育」を、別冊のとおり策定するものとする。

令和4年3月24日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

(提案説明)

令和4年度「日立の学校教育」の策定について、提案するものであります。

令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る
方針について

令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果について、下記のとおり
取り扱うものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

記

- 1 教科に関する調査の平均正答率は公表しない。
- 2 教科に関する調査の結果分析により把握した成果、課題、改善策等
は公表する。
- 3 質問紙調査の結果は公表する。

(提案説明)

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について、
提案するものであります。

(1) 令和4年第1回市議会定例会について

1 会期

令和4年3月2日（水）から3月23日（水）まで【22日間】

2 主な質問及び答弁の概要

(1) 会派代表質問

白石 敦 議員（民主クラブ）

○教育施策について

【キャリア教育の拡充について】

教 育 長 本市には、AIやIoTなどの先進技術を持つ企業が多数あり、連携することで、本市のキャリア教育は一層向上する。デジタル社会が大きく進展する中、企業との連携の検討を含め、キャリア教育の充実を図っていく。

【コロナ禍における学校教育について】

教 育 長 専門的な知識や経験を持つ人材による組織的な支援の有効性は、「理科室のおじさん」の配置で実証されている。学校への支援の更なる充実のため、ICTの活用を支援する組織の在り方や人材などについて、具体策を研究、検討していく。

【教職員の働き方改革について】

教 育 長 県北教育事務所が、管内4市をメンバーとして、教職員の働き方改革アクション会議を立ち上げた。引き続き、具体策の立案に向けた議論を進めていく。
また、校務支援システムの導入により、業務に要する時間の大幅な短縮が可能となり、学期末や年度末における業務量は、従来の半分以下まで削減されている。

三代 勝也 議員（公明党）

○行政のデジタル化推進について

【教育環境の整備について】

吉成副市長 タブレット端末は、通常の授業のほか、ゲストティーチャーによる遠隔授業等に活用されている。臨時休業中は、健康観察やリモート学習にも活用できた。

教員アンケートの結果、学校間でリモート学習の実践力に大きな差はないと考え

られ、今後も、格差が生じないように、研修や好事例の共有等の支援を進めていく。
教職員の能力向上については、マニュアルの発行、長期休業中の集合研修、ICT支援員や指導主事による個別対応等を行っており、今後も継続的に支援していく。

○都市基盤整備について

【南部地域におけるスポーツ施設の整備について】

市長 令和2年度に策定した「日立市スポーツ施設整備計画」で、南部地域のスポーツ広場の整備を検討することとしている。幅広く適地を検討し、他のスポーツ広場と同様の広さの土地を確保したい。アクセス性、駐車場、近隣への影響等を考慮する必要があり、広く意見を伺いながらスポーツ広場の整備を検討していく。

伊藤 智毅 議員（ひたち未来）

○学校教育現場の諸問題について

【コロナ感染拡大の影響と対策】

教育長 不登校児童生徒数が増加しており、学校行事等の制限が要因の一つであると考えられる。注意深く見守りながら、教育活動を工夫し、コロナ禍でも児童生徒が活躍できる場、達成感を得られる場など、学校が楽しいと思える機会を設けていく。
学年閉鎖等については、できるだけ速やかに周知できるよう努めていく。

【家庭の各種状況把握と対策】

教育長 学校や家庭を福祉的に支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、公的サービスへつないでいる。今後も、学校が確実に見守りを行い、困難を抱える家庭についてはスクールソーシャルワーカーが関わり、関係機関と共に支援していく。

【ヤングケアラーの実態と対策】

教育長 8世帯10名の児童生徒をヤングケアラーとして把握している。ほかにも潜在している可能性があるため、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員など、多様な視点から早期把握に努めていく。また、福祉と連携し、早期支援につながるよう取り組んでいく。

(2) 一般質問

千葉 達夫 議員（日本共産党）

○新型コロナ感染拡大に伴う学校や保護者の対応について

【学校における感染状況】

教育部長 これまで、陽性者が判明した場合は休校としてきたが、本年1月22日からは学年閉鎖とした。休校は国の基本方針を上回る対応であり、異学年間の感染が少ないこと等を踏まえ、見直しを行った。2月には、県の要請を受けリモート学習を、2月25日から3月4日までは、独自に中学3年生の自宅学習を実施した。

昨年8月以降の休校数は9校、学年閉鎖数は29校の60学年である。2月末日時点では、学年閉鎖数は6学年であり、児童生徒の9割以上が登校できている。

下山田 幹子 議員（公明党）

○歴史的建造物である暇修館と旧共楽館（日立武道館）の今後の活用について

【暇修館の活用と駐車場の整備について】

教育部長 日立市文化財保存活用地域計画で、暇修館等を拠点とする「文化財回廊」を設定している。今後も、計画の趣旨に沿い、更なる利用促進に努めていく。

進入路は狭く拡幅も困難であり、通行車両が増えると、周辺への影響が懸念される。地元の厚意で近隣に設けられた来館者用駐車場から、徒歩で周遊していただきたい。

【旧共楽館（日立武道館）の2階部分の活用について】

教育部長 現在、日立武道館の2階部分では、共楽館当時の写真等を展示している。創建当初の構造を残すためバリアフリー化されておらず、床の荷重制限もあるため、広く利用できるギャラリーとしての利用については、方法等を検討していく。

【文化財サポーター制度の導入について】

教育部長 文化財サポーターは、文化庁が推奨する文化財の継承と活用のボランティアである。日立市文化財愛護協会は、類似する活動を行っており、加盟団体が自由研究の支援、団体見学の案内等をしている。広く関心を高め、文化財の保存・活用のボランティア育成を図りつつ、日立市文化財愛護協会の活性化に努めていく。

○市民生活の利便性向上のためのデジタル活用について

【日立市電子書籍貸出サービスの活用について】

教育部長 高齢者については、図書館まつりの体験コーナー等で、電子書籍への理解を促している。定期的な操作方法の研修会の開催も検討していく。館内へのタブレット端末の配備は必要であるので、管理や運用について検討を進める。

児童生徒については、学校の協力を得て利用を促進していく。学校、市報等を通じて家庭へ周知し、発達段階に応じた電子書籍の提案についても検討したい。

児童生徒が、学校で図書館利用カードの再発行を受けられる方策も検討していく。

今野 幸樹 議員（市政クラブ）

○児童・生徒の学習環境整備及び教職員の負担軽減について

【リモート学習実施から見えてきた課題と課題解決への取組について】

教育部長 自宅にWi-Fi環境のない児童生徒への貸出し用モバイルルーターの通信容量不足や教職員用タブレット端末の配備等が課題となった。

モバイルルーターについては、通信容量を増やすことで、通信の安定を確保した。教職員用のタブレット端末等については、早急な配備を図っていく。

今後も、教職員の研修機会を設けるなど、学校への支援体制を強化していく。これまでの本市の教育実践と、ICTの活用を組み合わせた学びのハイブリッド化をより深め、更なる「ひたちらしい教育」を推進していく。

3 教育福祉委員会

<議案>

- (1) 議案第 2 号 令和 4 年度日立市一般会計予算の所管部分
 - 第 3 表 債務負担行為の所管部分
 - 歳出 第 3 款 民生費の所管部分
 - 第 1 0 款 教育費の所管部分
- (2) 議案第 1 0 号 令和 3 年度日立市一般会計補正予算（第 1 0 号）の所管部分
 - 第 2 表 継続費補正の所管部分
 - 第 3 表 繰越明許費補正の所管部分

歳出 第3款 民生費の所管部分

第10款 教育費の所管部分

(3) 議案第20号 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

以上

(2) (仮称) 会瀬スポーツ広場の実施設計の概要について

1 目的

日立市スポーツ施設整備計画に基づき、市民運動公園と一体的に活用でき、市民が安全、安心、快適にスポーツを楽しむことができる拠点スポーツ施設として、近接する会瀬地区に芝生のグラウンドを整備する。

2 施設概要

(1) 自由広場

人工芝生 ラグビー・サッカー併用1面

(2) 照明設備

LED照明塔 8基 (平均照度200lx相当)

(3) クラブハウス

ア 構造 軽量鉄骨造平屋建

イ 延床面積 約280㎡

ウ 主な施設 事務室、トイレ、更衣室等

(4) 駐車場

約140台 (西側 約20台、北側 約120台)

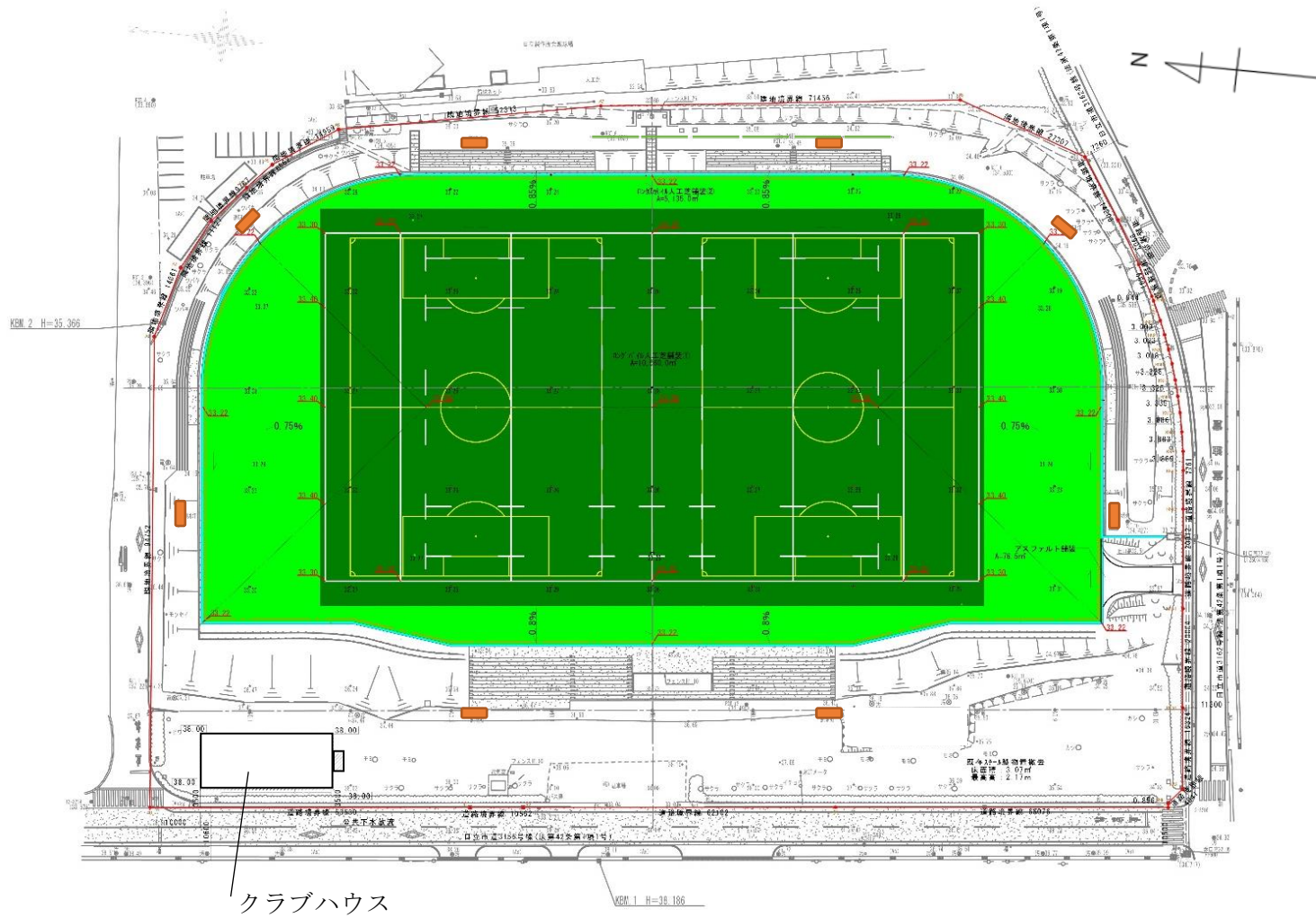
3 今後の予定

令和5年7月上旬の供用開始を目途に、整備事業を推進する。

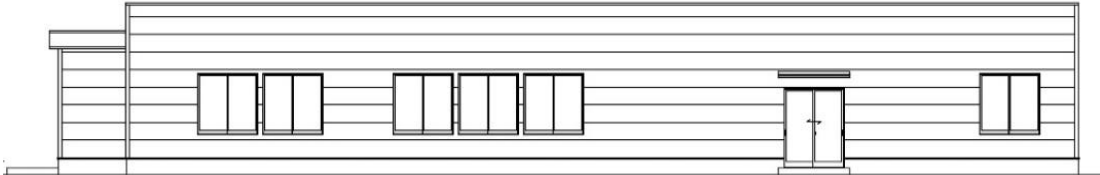
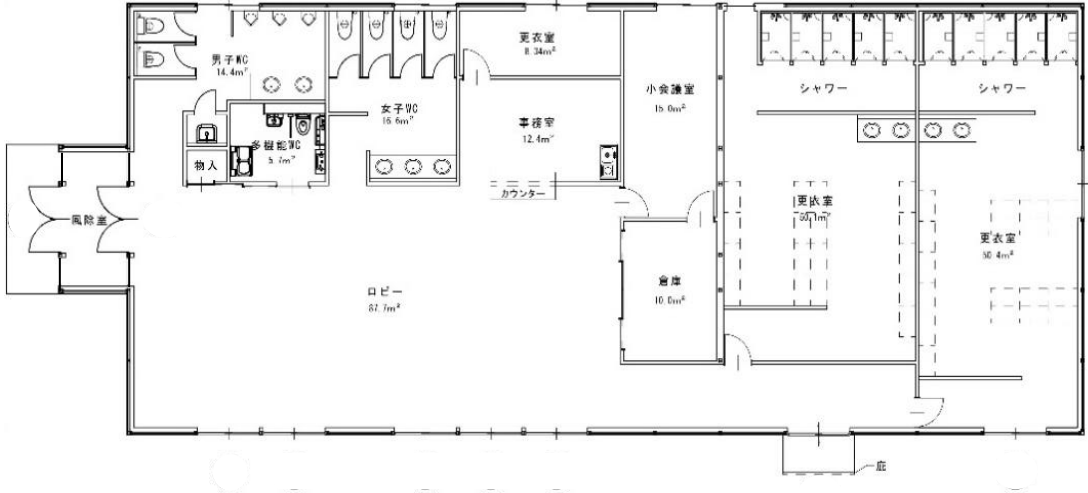
以上

(仮称) 会瀬スポーツ広場の実施設計の概要

1 グラウンド平面図



2 クラブハウス



東面 (グラウンド側)



南面

(3) 令和4年春のスポーツイベントについて

1 第44回JABA日立市長杯選抜野球大会

(1) 日 時

令和4年4月15日（金）から4月19日（火）まで（5日間）

※ 雨天順延

※ 有観客で実施

(2) 会 場

市民運動公園野球場、日立製作所野球場、
ひたちなか市総合運動公園市民球場（予選リーグのみ）

(3) 出場チーム（16チーム）

東北地区	岩手	トヨタ自動車東日本
	山形	きらやか銀行
関東地区	茨城	日立製作所、日本製鉄鹿島
	群馬	S U B A R U
	埼玉	日本通運
	千葉	J F E 東日本
	東京	N T T 東日本、明治安田生命
	神奈川	東芝
東海地区	愛知	王子、三菱自動車岡崎、ジェイプロジェクト
近畿地区	大阪	日本生命
	兵庫	日本製鉄広畑
九州地区	福岡	沖データコンピュータ教育学院

- (4) 優勝チームには、第47回社会人野球日本選手権大会（期間：令和4年10月30日から11月9日まで、場所：京セラドーム大阪ほか）の出場権が与えられる。

2 日立さくら杯社会人野球大会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3 日立さくらロードレース

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

以 上